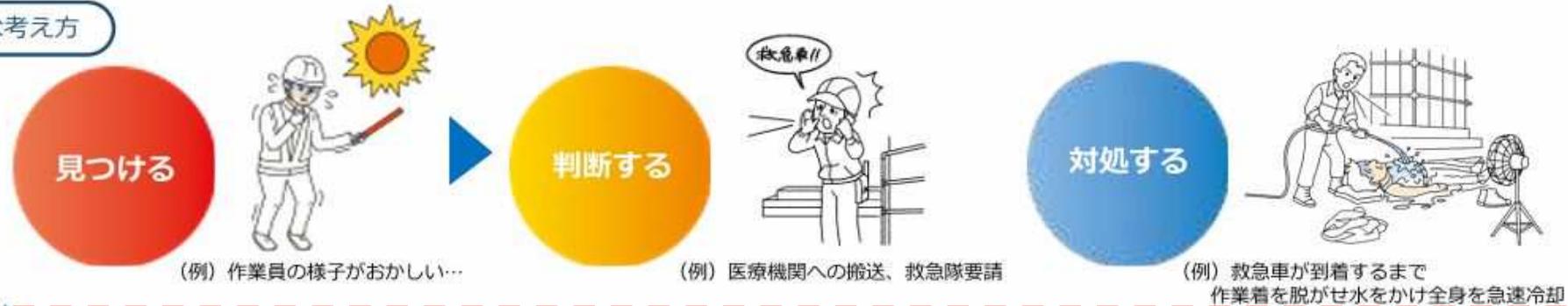


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
 ※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
 ※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

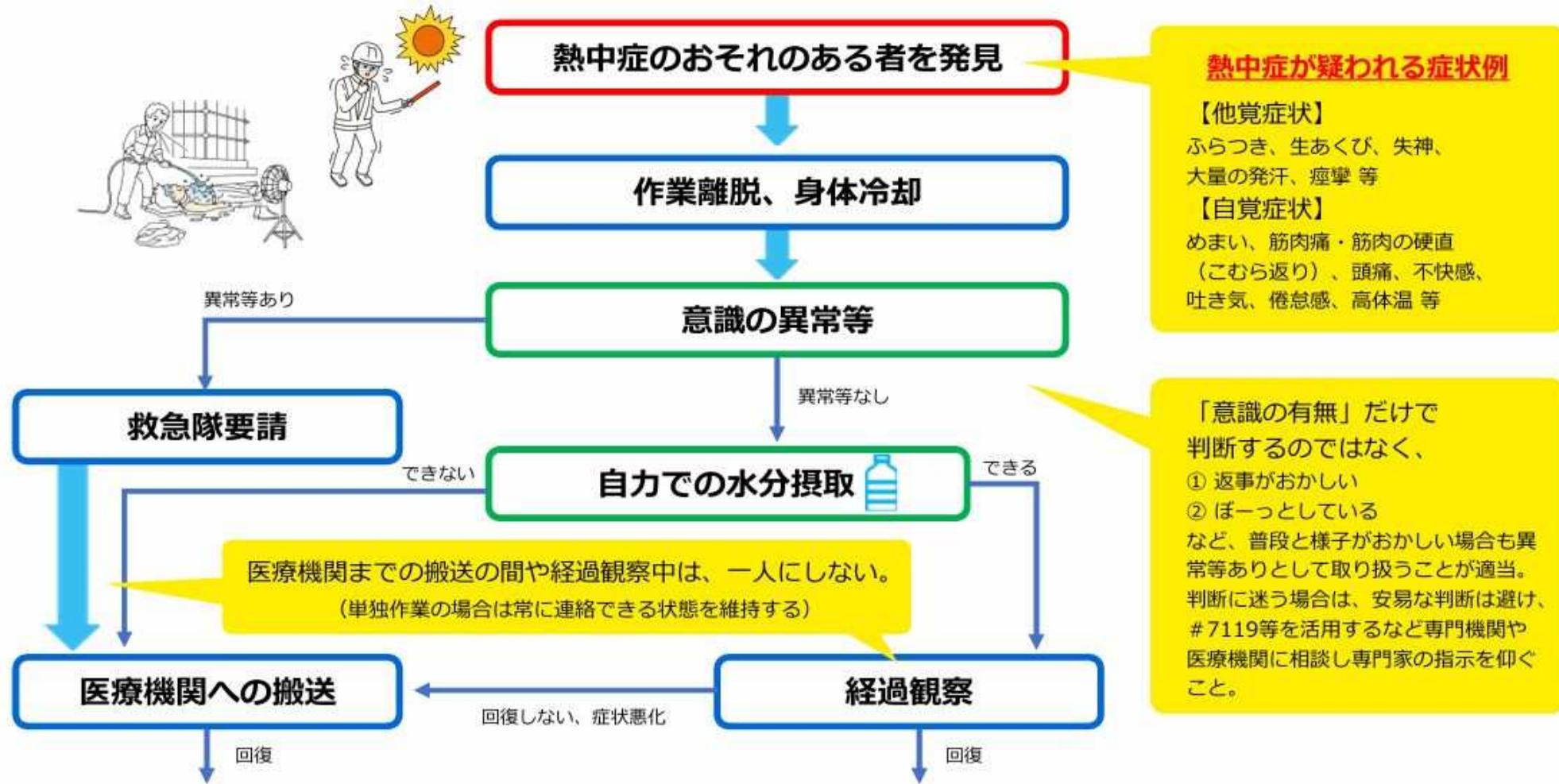
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※フローは次ページ参照

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※熱中症の法令改正
リーフレットQR



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症
のおそれありとして取り扱うことが
適当。

医療機関までの
搬送の間や経過観察中は、
一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる
状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に
応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、#7119等を活用するなど、専門
機関や医療機関に相談し、専門家の指
示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

③ 石綿健康障害防止対策

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
 - 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
 - ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など
- ※詳細は裏面をご覧ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです
いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの自家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

工作物石綿事前調査者資格が必要

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている方も、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前調査者資格は不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
- ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
- ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
- ※4 ケーブルを含む。
- ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
- ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※チラシQR
(石綿総合情報ポータルサイト内)

④ 労働安全衛生関係の一部の手続の **電子申請が義務化**されています

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



専用サイトへ



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

目次

(1) 安全衛生行政に係るトピックス

(2) メンタルヘルス対策の強化

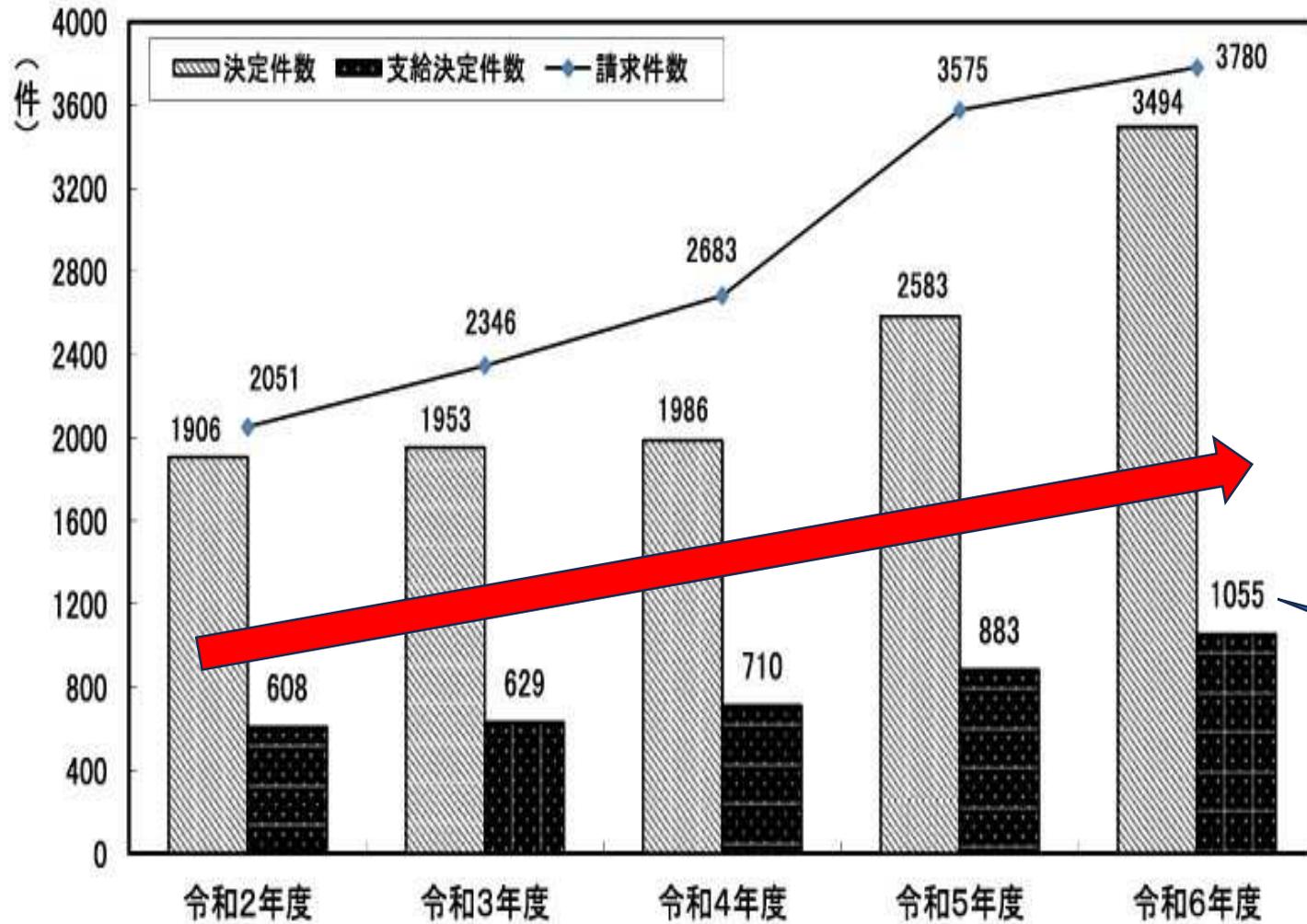
(3) まとめ

(労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の3管理～)



メンタルヘルス対策の強化-1

業務災害に係る精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



■過去最多の背景には何が？
人で不足で職場の一人ひとりの忙しさが深刻化・・・etc。

■取り急ぎの対策は？
今年5月に労働安全衛生法が改正されて、従業員数50人以上の事業場に義務付けられている職場のストレスチェックがすべての事業場に拡大。

仕事上のストレスで精神障害に
労災認定 昨年度は最多1055人
(6年連続で過去最多)



メンタルヘルス対策の強化-2

「心の健康づくり計画」策定の意味

- ①事業者としての意思表示
- ②役割、対応の手順・ルールの明確化
- ③公平性、公正性の保証
- ④取り組みの継続性
- ⑤「仕組み」を整備し、周知することが従業員のメンタルヘルス向上に繋がる可能性がある

義務化されるストレスチェック以外で、
取り組みしていただきたいこと。

- ◆「心の健康づくり計画」の策定
と
- ◆メンタルヘルス推進担当者の選任

「心の健康づくり計画」策定のポイント (続けるための仕組みを作る)

- ①目的、目標を明確にする
- ②職場の実態を踏まえた計画を立てる
- ③無理な計画を立てず、できることから
- ④定期的に実行状況を評価し、計画を見直す
- ⑤明文化して誰でも見られるように
- ⑥全体の計画に加えて、部門ごとに具体的に検討



令和〇〇年度 心の健康づくり推進計画

事業場名



※職場におけるメンタルヘルス対策

基本方針	従業員心の健康は、従業員とその家庭の幸福な生活、活気のある職場のために重要な課題であることを認識し、精神疾患のみでなく、広く職場のコミュニケーションの活性化など心の健康づくりに取り組む。		
目 標	<ol style="list-style-type: none"> 心の健康づくり問題について従業員（管理者を含む。）の理解を得る。 コミュニケーションの活性化により活気ある職場を形成する。 管理監督者が心の健康問題について理解し、部下からの相談対応の基本的な技法を習得する。 		
基本的実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 個人のプライバシー保護の徹底 心の健康づくり体制の整備 従業員が相談しやすい相談窓口の開設 管理監督者への心の健康に係る研修会の開催 衛生委員会での心の健康問題の審議 		
推進体制		担当者	役割
	担当部署及び責任者		各心の健康問題の総括、部署及び担当者との連絡調整、情報の収集・提供
	衛生管理者職氏名		産業医と協力し、活動を推進すること。
	メンタルヘルス推進担当者		計画の企画・立案・評価改善、研修等の実施、関係者との連絡調整
	産業保健スタッフ		管理監督者等の活動の支援
	人事労務部門担当者		管理監督者等からの相談への対応、労働時間等の改善及び適正配置
	産業医		計画の立案等への協力、相談への対応等
	衛生委員会		心の健康問題の審議等（委員；所長、副所長、業務課長、係長、職員、調整促進員）

必ず選任してください



メンタルヘルス対策の強化④ (相談窓口の紹介)



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が
会社の未来を明るくする!



産業保健スタッフ向けサービス

愛媛産業保健総合支援センター

愛媛産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは愛媛産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前の申込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通して、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の出借等も行っています。
※メールマガジン登録は、愛媛産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

すべて無料です。

小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター〔松山・四国中央・新居浜・今治・八幡浜・宇和島〕

愛媛産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及び労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



愛媛産業保健総合支援センター
(地域産業保健センター) HP

目次

(1) 安全衛生行政に係るトピックス

(2) メンタルヘルス対策の強化

(3) まとめ

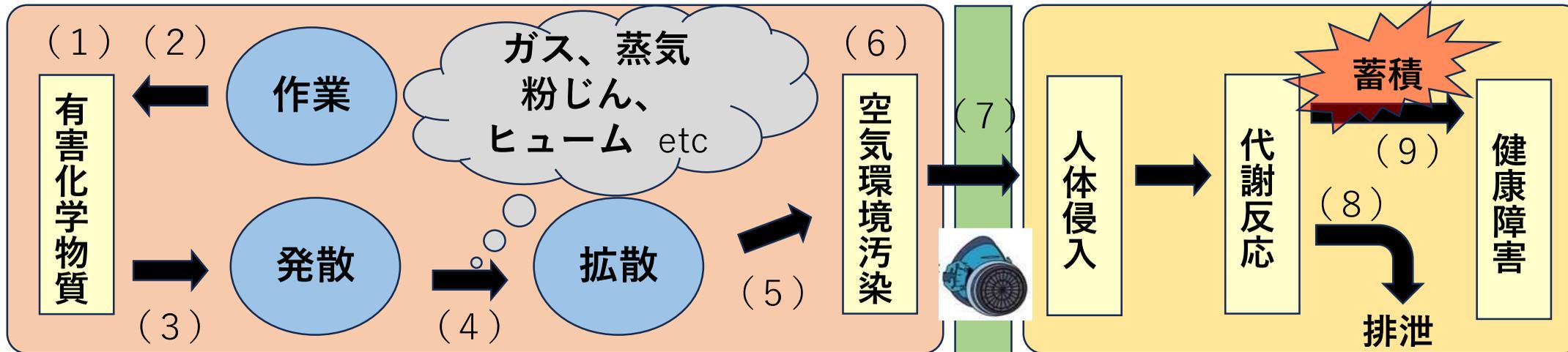
(労働衛生の基本的な対策 ～労働衛生の3管理～)

(3) まとめ 労働衛生の基本的な対策

～労働衛生の3管理～

〈有害作業における健康障害の発生経路と防止対策〉

(参考文献)
産業医科大学 産業保健学部



基本を大切に!

発生経路	健康障害の防止措置
(1)	製造、使用の中止、有害性の低い物質への転換
(2)	生産工程、作業方法の改良による有害物質の発散防止
(3)	設備の密閉化、自動化、遠隔操作、有害工程の隔離
(4)	局所排気、プッシュプル換気等による汚染物質の拡散防止
(5)	全体換気による汚染物質の希釈排出
(6)	作業環境測定による管理状態のチェック
(7)	作業方法の改善、保護具の使用による人体侵入の防止
(8)	雇い入れ時の特殊健康診断による適正配置の確保
(9)	定期的特殊健康診断による異常の早期発見と事後措置

作業環境管理

有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するもの

作業管理

有害要因を適切に管理して労働者への影響を少なくするもの

健康管理

健康診断及びその結果に基づく事後措置など

ご静聴ありがとうございました。

安全衛生活動の定着に近道はありません！

コツコツと日々の安全衛生活動を継続して**習慣化**することが重要です。



労働衛生旗は、衛生管理者制度が発足し、全国労働衛生週間が催され労働衛生活動が活発になってきた昭和20年代の後半に、衛生管理者の中から労働衛生を象徴するマークを求める声が出て、昭和28年労働省が公募をして緑地に白十字を中央に配した労働衛生を象徴する旗が制定された。その後、全国労働衛生週間など衛生に関する行事の際に掲揚されるようになりました。